

# 税法上の引当金に関する一考察

鈴木 明男

## 1.

課税所得の基礎になる適切な期間損益計算のためには、貸借対照表上においては借方では資産の計上能力や評価が、貸方では負債と資本の区別が問題になる。

本稿では貸方項目のうち引当金の問題をとりあげるが、税法上では引当金の取扱いについて必ずしも一貫しているものではない。

税法上の所得算定規定はその時々の国家政策目的によって改訂を迫られるが、引当金、準備金等の特別措置は税法本文中あるいは特別法としてその影響をうけやすい。引当金、準備金の設定が算出所得を引下げる効果を持てば、投下資本の回収を早め、企業および個人の経済基盤を強化するからである。

わが国では昭和25年以降大体(1)貯蓄の奨励、(2)企業資本の充実、(3)内部留保の充実、(4)設備の近代化、(5)輸出の奨励、(6)重要産業の助成等を目的として、<sup>1)</sup>シャウプ勧告にもとづく諸特別措置を採用していった。このうち引当金については、昭和25年に貸倒準備金（昭和39年3月の税制改正以後は、貸倒引当金と称する）、特別修繕引当金の損金算入に関する規定が設けられ、以後順次退職給与引当金、返品調整引当金、賞与引当金、製品保証等引当金（賞与引当金が所得税法で認められないが、その他の引当金は法人税法、所得税法双方によって認められている）が認められるに至っている。

ドイツにおいては、戦後の復興を促進するため特に修繕引当金計上を税法上認めるべく、論争が展開された。<sup>2)</sup> 1948年2月の最高財政裁判所の判例ではこれを認めていないが、近年引当金計上原因の費用性等を前提に計上を認めている。<sup>3)</sup>

このように引当金 (Rückstellung) は課税所得計算－期間利益計算と重要な関連をもっている。それは本来負債項目として、資本項目である積立金 (Rücklage) と峻別されねばならないはずである。というのは引当金が負債項目に算入されることと、資本項目とされることとの間には期間利益に大きな差が生じるからである。しかし、実際には両者は時として混同されているように思える。

本稿では税法上の引当金の概念を動態論のそれと関連づけて明確にするとともに、その問題点を模索することを狙いとしている。

注 1) 松隈秀雄監修、日本租税研究会、戦後日本の税制 東洋経済新報社 昭和34年 108頁～109頁

2) van der Velde, Essen: Rückstellungen für unterlassene Instandhaltung in der steuerlichen Erfolgsbilanz: Z.f.h.F. 1949 1Jahrg. S. 158

3) Vgl. kobs, Erwin: Rüchstellung und Rücklagen in Steuerbilanz und Vermögensaufstellung, 2Aufl. 1968 S. 31～33

## 2.

税法上の引当金に立入る前にまず静的貸借対照表における引当金と、動的貸借対照表における引当金とを比較しよう。

静的貸借対照表と動的貸借対照表との違いは基本的にはその目的に由来する。前者の目的は財産状況表示のための財産確定であり、後者の目的は経営に役立たせるための正確な期間損益の算定である。そのため静的貸借対照表には一定時点での財産評価による財産の確定方法がなじみやすく、財産目録の作成が必要となる。したがって貸方負債の内容は法律上の債務性のある項目のみが貸借対照表に計上される。他方、動的貸借対照表は期

## 税法上の引当金に関する一考察

間損益計算目的に規定された擬制的価値在高項目を収容し、簿記による継続記録を前提とする。したがって負債の内容は必ずしも法律上の債務性を必要としているわけではなく、それゆえに、引当金設定は静的貸借対照表よりも範囲が広くなる。<sup>1)</sup>トムフォルデ (Tomfohrde, Klaus) は次のように言う。「動的観によれば、貸借対照表の消極側は後給付 (Nachleistungen) の総括 (Schmalenbach) ないし支出剩余 (Ausgabenüberschüsse) (Kosiol) を意味するのに対し、静的観はそれを積極側の財産 (資本運用) の源泉と見る。ル・クートル (le Coutre) によって次のようにも言える。財産は資本の実質形態 (Sachform) であり、消極は財産の権利形態 (Rechtsform)<sup>2)</sup> である」と。

引当金の計上が法律上の債務性 (あるいは株主・債権者からする権利形態) に強く拘束されるか否かはその計上範囲が狭められるか、広くなるか、したがって、資本の額つまり利益額が大きくなるか、小さくなるかに結果する。

ところで、税法上の利益計算は商法上のそれとともに、基本的には貸借対照表動的観の上に成立している。<sup>3)</sup>さらに、商事貸借対照表も税務貸借対照表も動的貸借対照表である。動的貸借対照表消極項目の吟味を通じ引当金の概念を明確にしよう。

シュマーレンバッハは貸方項目を次のとくとらえる。

### 1. 資本金

### 2. 費用にして未だ支出となっていないもの

これには受け入れて当期中に消費した商品等仕入のための負債、未払利息、保証付販売のための危険引当金、修繕未済分に対する修繕引当金などが属す。

### 3. 収入にして未だ支出となっていないもの

これには借入金などが属す。

### 4. 費用にして未だ収益となっていないもの

自己の経営給付によって生ずる修繕などがこれに属す。

## 5. 収入にして未だ収益となっていないもの

得意先からの前払などがこれに属す。

これらは総括して後給付 (Nachleistung) と称される。<sup>5)</sup>

動的貸借対照表の第一の任務は正確な期間損益計算に役立つことにある。正確な期間損益計算のためには費用・収益の各会計期間への正確な配分が必要であり、期間配分されなかった損益に作用しない項目のみが、未解消項目 (Schwebende Posten) として貸借対照表に計上されることになる。

貸借対照表項目のうち貸方項目について、貸方計上する目的をフォン・デル・ヘイデン＝ケルナー (von der Heyden, Daniel=Körner, Werner) は次のように考えている。

### a) 資産の増加分を中性化すること

資産の増加があった場合、この増加分が損益に影響しないものであれば、この反対項目 (Gegenposten) を計上することにより、損益の作用を中性化させる。これには前受の賃借料に対しては貸方計算区分項目 (Rechnungsabgrenzungsposten) を計上することや、資産の取得に対し債務を計上することが含まれる。

### b) 資産価値の修正

既に存在する借方の特定資産に対し貸方に価値修正項目を計上することであり、債権に対する価値修正や固定資産の間接法による減価償却がこれである。しかし、引当金 (Rückstellungen) は借方の特定項目に対する反対項目ではなく、資産全体に対しての修正である。

### c) 資本源泉の表示

資本の源泉ないし所有関係を表示すること。<sup>6)</sup>

このうち a) と b) とが損益計算に係る問題である。a) は計算区分項目と債務を、b) は価値修正項目と引当金とを含む。そして、この計算区分項目、価値修正項目、引当金は期間損益計算目的のために、収益・費用

## 税法上の引当金に関する一考察

の配分過程から生ずる項目で、動的貸借対照表に特徴的な項目である。ところで、c)は貸借対照表の表示機能を述べており、損益計算の点からはa), b)と異質なもので同列に述べられるべきとは思えないが、貸方項目全体の内容をさぐるためこの内容をとらえてみよう。

ヘイデン＝ケルナーは貸方項目として次を述べている。<sup>7)</sup>

- a) 自己資本 (Eigenkapital)
- b) 他人資本 (Fremdkapital)
- c) 中性資本 (Neutralkapital)

ここで、自己資本には基礎資本、法定積立金、任意積立金、利益繰越金が、他人資本には債務、保証引当金 (Garantierückstellungen) や訴訟引当金 (Proßrückstellungen) 等の当期以前の費用に対する引当金、中性資本には価値修正項目や計算区分項目がそれぞれ属すとする。引当金を他人資本に含めることには、若干の疑問があるものの以下貸方をほぼ上のように分け、それにしたがって、積立金 (Rücklage), 債務 (Verbindlichkeiten), 価値修正項目 (Wertberichtigungen), 計算区分項目 (Rechnungsabgrenzungsposten) との違いをさぐりながら引当金 (Rückstellung) の意義を明確にしよう。

・シュマーレンバッハによれば、積立金は本当の負債項目 echte Passiva ではなくて、資本勘定である。この資本勘定は株主の払込から発したものではなくて、株主に配当されなかった利益から出来たものである。これに反して引当金は、過大に見積られない限りは眞の貸方項目であって<sup>8)</sup>

前の期の費用、後の期の支出の表徴をもったものである。

引当金は適切な期間損益計算のために、費用原因のある期間に費用を負担させるための貸方項目であり、積立金は損益計算の結果算出された利益のうちの留保分である。また、引当金は既に発生している費用に応じた貸方項目であるのに対して、積立金は将来の費用への準備であるといえる。<sup>10)</sup>まさに両者の混同は損益計算において著しい影響を与えるものであり、費

用性を吟味して厳しく区分されるべきものである。したがって、費用性を超えて設定された引当金は、本来の引当金ではなく積立金になる。シュマーレンバッハは数例の引当金について説明しているが、その中で設備維持のための引当金に言及し、過度の引当金設定は積立金の性質を帯び、純資本勘定ともいすべき営業拡張積立金と類似することになるとしている。<sup>11)</sup>

この引当金と積立金との問題に関し、ホフマン (Hoffmann) の見解とこれに対するファン・デル・ベルデの批判が興味をひく。<sup>12)</sup>

1948年の最高財政裁判所の判決は修繕引当金の設定を否定している。ホフマンはこれを支持しシュマーレンバッハに論及して要約次の如く論述する。これには単なるシュマーレンバッハへの誤解にもとづく批判もあるのでその点割愛する。

- a) 修繕引当金の設定は費用が発生していないので不可能である。
- b) シュマーレンバッハは取替取得 (Ersatzbeschaffungen) に対する引当金設定を否定している。したがって、同様に修繕の場合にも引当金は設定されえない。
- c) 通常の修繕では資産の耐用年数を縮めてしまうため、特別償却によって修繕不足 (Reparaturbedürftigkeit) を考慮する。

a) について、ホフマンは修繕に対する支出に該当する資産価値の消耗は、この修繕が行われた後に生ずるのであってそれ以前ではなく、したがって、修繕以前の年度は修繕費用に係りがないものとするのである。この立場からすれば、修繕引当金の設定は費用計上に伴うものでなく、むしろ積立金計上となる。これに対しファン・デル・ベルデは、費用は修繕支出の消費ではなく資産価値の消費であることを指摘している。したがって費用は資産使用に伴い発生することになり、修繕支出は価値消費の結果として生ずることになる。まさに、「費用・未支出」ないし「費用・未給付」こそ修繕引当金となる。

b) について、期間損益計算のためには資産の取得価額は各期間に費用

## 税法上の引当金に関する一考察

配分されねばならないが、この手段として減価償却が採用される。減価償却はあくまでも過去の支出額を各期間に費用として配分することが目的であって、将来における資産の取替の資金をプールするものではない。したがってこの立場からは取替のための引当金設定は積立金にほかならず、シュマーレンバッハがこれを否定するのは当然である。ファン・デル・ベルデはシュマーレンバッハが減価償却の目的を取替取得のための資金プールと考える立場を「資金理論 (Fondstheorie)」と呼び否定していることを指摘している。ホフマンが取替取得のための引当金を否定し、修繕引当金を肯定するのは矛盾であると論ずるのは、むしろホフマンの誤解にもとづくものといえよう。

c)について、ホフマンは修繕が不足した場合を考える。修繕が不十分であれば資産の耐用年数は短縮されるが、この部分は特別償却によっておぎなうことができることを指摘している。つまり、ホフマンは減価償却にはすでに修繕が考慮されており、修繕費は減価償却費に算入されていると考えているといえる。したがって、すでに償却済資産についてはこれ以上の修繕引当金の計上や償却費の計上を考える余地がないのであり、ホフマンによれば、費用計上の方法として減価償却によるか修繕引当金の設定によるかの商人の選択権さえ認めようとしているのである。これに対してファン・デル・ベルデは不十分ながら次の点をあげて反論している。要約してみれば、第一に特別償却による方法について、修繕を行なわなかつたことが耐用年数を実際に短縮させたか、あるいはどの程度であるかの測定は困難であり、したがって、この方法はあいまいで非実際的であること。第二に特別償却によっては、将来の修繕支出をつぐなうのに不十分であること。第三に修繕をしなかったことが資産の耐用年数を短縮することもあるが、その場合特別償却と修繕引当金とのどちらにどれだけ計上すべきかの跡づけが不可能である。この三点になろう。しかしファン・デル・ベルデも修繕不足を特別償却によって考慮する可能性が、未履行の修繕を「費用・

未支出”として取扱うことを妨げ得るものでないことを指摘している。

私見によれば、減価償却は通常の保守、修繕が行なわれることを前提にして、つまり、減価償却費以外に保守、修繕費が計上されることを前提にして実施されるものであり、例えば耐用年数を極端に短縮しなければならないような事態ははじめから想定していないのである。修繕引当金の設定も当然このような異常事態を想定しているものではなく、したがって減価償却と修繕引当金は混同されるはずがない。また、どちらも動態論の立場から費用の期間配分のための手続であるが、減価償却はシュマーレンバッハのシエーマで言えば支出・未費用額の一部費用化であるが、修繕引当金は費用・未支出ないし費用・未給付として将来支出の一部費用化である。そして当該期間に配分されるべき費用額を超える過大な償却や過大な引当金設定は当然に積立金になる。

以上のホフマンの論述とそれに対するファン・デル・ベルデの批判とから次が明らかとなった。第一に費用は価値消費に対するもので以後の支出消費に対するものではなく、したがって、現実に支出が行なわれる以前にも費用が生ずる、そして引当金はこの費用の支出前の先取計上である。第二に引当金は将来の取替のための資金のプールの手段でなく、各会計期間への費用配分の方法である。第三に費用・未支出ないし費用・未給付としての将来支出ないし将来給付の先取計上である。第四に減価償却と修繕引当金とにみられるようにどちらも費用の期間配分の手續であっても、両者が混同されてはならない。第五に各期間に配分されるべき妥当な費用額を超える引当金設定は積立金になる。

次に債務と引当金との違いを明確にしよう。債務は支払先、金額、時期が明確に定まっており、また法律上の支払義務がある。それに対し引当金はそれらが必ずしも確定せず、支出の先取となっている。財産目録作成を目的とする静態論では債務性が貸借対照計上能力を左右する。

価値修正項目は貸借対照表の特定の反対項目に対応するものとして計上

## 税法上の引当金に関する一考察

することによって他方の項目の金額を訂正するために設けるものであり、両者が対応関係におかれて貸借対照表項目の帳簿金額が正しく把握されることになる。シュマーレンバッハは価値修正項目の例として減価償却引当金勘定、社債その他の負債に対する打歩勘定を挙げている。<sup>13)</sup>本稿で問題とする引当金と価値修正項目とは、当該期間における費用計上のための手続である点では一致する。またその費用額も確定的数値を持たない点でも一致している。しかし、引当金は貸借対照表項目の反対側にはそれに対応する特定項目を持たず、むしろ企業活動全体から生ずるものである。ただ注意をひく点は、シュマーレンバッハは貸倒引当金を債権に対する価値修正項目とは見ず売上収益に対する反対項目と見ており、これについては後述する。

さらに計算区分項目について考える。計算区分項目は借方と貸方との双方に生ずるが、本稿で問題になるのは貸方項目であり、これは見越の貸方計算区分項目として具体化する。それは例えば利子、家賃等の未払であり費用・未支出とされる。これはまた適切な期間損益計算のために、費用の発生にもとづき、支出の時点前に当期に属する費用額を見越計上する手続である点では引当金と同一である。

元来、動態論における貸借対照表項目は未解消項目 (Schwebende Posten) として特徴づけられるが、これは当該会計期間に属する収益・費用とそれ以外のものとを区別することに由来する。この結果債務性、収入・支出の金額、時期の確実性の有無をあまり重視することなく、収益・費用を期間配分する。したがって動態論に特徴的にあらわれるのが、債務性、確実性を多少無視した引当金や計算区分項目なのである。したがって、期間費用計算の点では両者は一致する。しかしながら両者には若干の違いがある。それは確定性についてであり、計算区分項目は将来期限の到来する金額で当期の費用に属する部分のみを見越計上するものであるから、支払の時期、金額、支払先は確定している。それに対し、引当金の計

算根拠は見積りにもとづく要素が強く計算区分項目のような確定性はない。

以上のように他の貸方項目との違を明らかにすることによって引当金の意味が明確になった。動態論における引当金をさらに深く知るために次にシュマーレンバッハの論述を参照しよう。

- 注 1) Essen: a.a.O. S. 161.  
2) Tomfohrde, Klaus: Die dynamische Bilanzauffassung und das Bilanzsteuerrecht. 1959. S. 132.  
3) 拙稿: 動態論と租税的利益計算, 千葉敬愛経済大学研究論集 第8号参照  
4) Kobs, Erwin: Rückstellungen und Rücklagen in Steuerbilanz und Vermögensaufstellung. 2Aufl. 1968 S. 25.  
5) Schmalenbach, Eugen: Dynamische Bilanz. 12Aufl.  
土岐政蔵訳 51頁～53頁参照  
6) von der Heyden, Daniel und Körner, Werner: Bilanzsteuerrecht in der Praxis. 4Aufl. S. 307～308.  
7) von der Heyden=Körner: a.a.O. S. 47～48.  
8) Tomfohrde: a.a.O.S. 137.  
9) Schmalenbach: 土岐訳, 前掲書 161頁  
10) Kobs; a.a.O.S. 27.  
11) Schmalenbach: 土岐訳, 前掲書 176～177頁  
12) van der Velde: a.a.O.S. 162～166.  
13) Schmalenbach: 土岐訳, 前掲書 180頁

### 3.

シュマーレンバッハによれば、損害引当金の認識は「損益が発生したかどうかよりも原因の動機と、従って原因の時機によるのである。これが承認されると、ある原因の存在するところ、それを貸記せねばならない損害の可能性が充分にあることを洞察することだけが必要となるのである。<sup>1)</sup>」それでは、損害の原因の存在をいつ、また可能性をどのようにして把握するのだろうか。このことに関し危険引当金の一つである保証引当金についてシュマーレンバッハは次のように言う。保証引当金の取扱方法には動的

## 税法上の引当金に関する一考察

方法と静的方法とがあり、「動的方法と云うのは、保証付で外部へ出すとの給付にもある歩合（自家保険といい得る）を附加し、これを引当金勘定に貸記するのである。そして将来あるべき代償給付はこの引当金勘定に借記される。………静的方法では、各期末に尚存続中の保証義務の高さを定め、これによって起ることあるべき損害の危険を測定し、この額と引当金の現状と比較する。そしてそれが過小なときは、費用としてそれを高めるのである。ここでも亦発生する損害の場合を引当金勘定に借記するのである。<sup>2)</sup>」ここで注意すべきは動的方法としては、売上に対応するものとして損害をとらえていること、つまり、損害原因を売上そのものに見ている点である。それは適切な期間損益計算をめざす動態論として、収益に対応する費用を厳密にとらえる必然の帰結である。それに対し静的方法として期末の不確定債務状況から引当額を蓋然的に算出する。つまり、そこでは収益に対応するものとして損害の蓋然額を算出するのではなく、あくまで期末の債務額を把握するところに狙いがあると考えられる。この考え方は貸倒引当金にもあてはまる。シュマーレンバッハによれば、貸倒引当金の「動的方法ではその年の信用売上を定め、充分と見られるだけの歩合を貸倒引当金勘定に貸記するのである。………静的方法は必要なる引当金の設定に際して、期末に存する売掛金をもって計算し、存在する引当金をそれに応じて修正するのである。<sup>3)</sup>」

この貸倒引当金に対する論述で注意すべきは、動的意味の取扱では、信用売上に費用発生原因を帰せしめている点で、したがって引当金の設定は売上に対して設定することになるのであって、期末の債権残高に費用原因をみていないのである。だから期末債権残を算定基礎として損害の発生額を算定するのは、シュマーレンバッハによれば静的取扱になる。それはまた債権残に対しての価値修正項目であることになろう。

以上から明らかな点はシュマーレンバッハが指摘する動的意味の引当金は、第一に費用原因に対して設定すること、つまり費用が支出として具体

化する以前にその原因に対して設定することであること、第二は費用の可能性に対して設定することであること、この可能性なる語には当然費用が決定的になる時機や金額、支出をともなうならその相手先の不確実性を意味するものと解しうるから、これらの不確実な費用に対して設定することであること、第三に引当金の設定は費用に対するもので、当然に利益留保性をもつ相手勘定に対するものではないこと、第四に収益に対応するものとして費用原因をとらえていること、そのことはまた第五に期末債務額を把握することを目的としていないこと、したがって第六に期末資産価値を修正する価値修正項目とは区別されること、といった内容を持つ。

ところで適切な期間損益計算を目指す動態論にとって引当金は計上する権利があるものなのか、あるいは義務と考えられるべきなのか。

周知のように動態論の基本的目的は、経営に役立つための適切な期間損益計算であり、それゆえに企業比較、時間比較といった経営比較を可能にさせる損益計算が維持されなければならない。さらにシュマーレンバッハが一貫してとる立場が慎重の原則 (*Grundsatz der Vorsicht*) である。慎重の原則は利益抑制的に働くが、勿論この乱用による過度な利益縮少は認められない。これらの要請にもとづく期間損益計算は引当金の計上を任意にするのではなく、要件が充たされるかぎり強制することにならざるを得ない。こういった考えは、正規の簿記の原則 (*Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung*) に合致し、真実性の原則 (*Grundsatz der Wahrheit*) ならびに慎重の原則は一般に不確実な債務 (*Verbindlichkeiten*) ないし経済的負担 (*wirtschaftlicher Lasten*) の計上を求めてい<sup>4)</sup>る。

- 注 1) Schmalenbach: 土岐訳、前掲書 172頁  
2) Schmalenbach: 土岐訳、前掲書 173頁  
3) Schmalenbach: 土岐訳、前掲書 174頁 ただし引用した貸倒引当金なる語は訳書中滯貨引当金 *Delkrederückstellung* になっている。  
4) von der Heyden: a.a.O.S. 320.

4.

西ドイツの法律上の引当金の取扱方法をながめてみよう。<sup>1)</sup>

1919年RFH（ライヒ財政裁判所）の判決では、将来の支出は損益上引当金設定によって先取し得ない、としさらに、真のしたがって納税義務のある準備金（Reserven）とは逆に、消極項目はそれが債務を表わす場合には控除できる、としている。この判決は債務性を純財産額算定に当つての控除条件としているもので、いわば非常に財産確定志向の強い静態論的立場に立っているといえる。この立場は1929年RFH判決において変化する。1929年判決は引当金に次の定義を与える。「引当金は決算日に既にに存在しているがその金額だけが未確定の負債、ないしは、既に存在しているがその金額だけが未確定の損失の評価である。」1929年判決では金額が未確定であることも、負債だけでなく損失をも引当金の対象に加えている。1931年RFH判決では既に存在しているの意味がより明確になり、支出は経済的に当期に関係があるということだけが問題であり、支出が期日に至っているかどうか、また、確実な契約形態にあるか否かは問わない、としている。1936年RFHでは、経営上の活動に関する負債は正規の簿記の原則（Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung）にもとづき原則として活動が経営に係る年度に賦課する、ことを明示し、正規の簿記の原則の採用や発生の原因志向を強めている。この考えは1938年RFH判決により強くあらわれる。本判決では、消極計上は貸借対照表日における法的拘束力のある債務の存在がいつでも前提になるのではなく、経済的に当期に係る負債が生ずる可能性で十分である、としている。

以上の一連の判決から戦前における法律上の立場の推移が見られるが、そこからは次第に決算日に確定された債務のみの計上を認める立場から原因があれば債務の計上を認める立場へと変化がみられる。引当金設定を認めるためには原因を認めることが要件であるからである。また、正規の簿記の原則を消極計上の基準に採りあげたのは、商人慣行を重視する表われ

であり動態思考への大きな前進であるといえる。というのは動態論は商人実践をその理論的背景に据えているからである。しかし債務性に拘泥し必ずしも明確に費用計算目的を前面に打ち出しているとはいえない。

近年の動きをみよう。1960年B F H（連邦財政裁判所）判決及び1961年最高裁判所財政判決（Höchstrichterliche Finanzrechtsprechung: Zeitschrift）では、引当金はまず第一に第三者に対する不確実な債務を考慮すること、そしてそれはまた法的意味での真の債務であることを問わず、さらに、貸借対照表日に存在はしていないが発生して（verursacht）おり、真実でありそうな全ての評価能力ある経営費用（Belastung）を考慮すること、としている。ここで発生とは原因の発生を意味することから、費用性とその原因の把握を強調し、動態論の立場が明確になったといってよい。1962年B F H判決では、引当金は貸借対照日における法的意味の債務の存在を前提としないことを述べ、経済的に係る負債が存在しているというだけではなく、納税者が控除しうると信ずる慣習上の（sittlichen）債務の存在だけで十分であるとしている。ここでは静態論の特徴としての債務性からの解放が明確にされている。そして1963年B F Hは、引当金の金額の評価は、客観的に証明可能な枠内での評価にかかっており、引当金の金額算出には貸借対照表日における相当確実な証拠をある程度無視する、こととしている。また1966年B F Hは、企業家は将来の費用（Belastung）をまじめに算出せねばならず、かつ、将来の費用の原因となる事実が既に貸借対照表日に存在している場合にのみ税務上認める、こととしている。この最近のB F Hの姿勢は非常に商人実践を尊重し、この叙述にあらわれるかぎりでは異論のないほど動態論の立場をとっているように見られる。

西ドイツの税法が正規の簿記の原則にてらし妥当であるかぎり引当金を認めているのは、このような推移の結果である。

結局一般に税務上の引当金の設定には次が前提にされるに至っている。

## 税法上の引当金に関する一考察

1) 税務上の利益を減少させる不確実な債務またはその他の経済的負担が存在せねばならない。絶え間なく出される判決によれば、法律上未だ生じていない債務に対しても、それが発生とともに厳密に計算され、またそれが経済的に当期に発生している場合つまり当該年度の出来事に原因が結びついている場合には引当金は設定され得る。

2) 損失は大きな確実性または真実性がなければならない。十分に具体的な状態のない一般的期待では足りない。

3) 一般的に企業家危険、部門危険、景気変動危険ならびに営業危険 (Unternehmer=, Branchen=, Konjunktur=und Geschäftsrisken) は引当金設定能力はない。

4) 引当金はそれが商事貸借対照表に計上された場合にのみ税務貸借対照表で認められる (基準性原則 Maßgeblichkeitsprinzip)<sup>2)</sup>。

この他、ひとたび引当金が中止された場合はに、税務上原則として後の期間には回復され得ないこと (回復禁止 Nachholverbot), 引当金は理性的な商人的判断にもとづいて必要とされる金額においてのみ計上されるこ<sup>3)</sup>と、を補足しよう。

さて、引当金の設定は所得税法第5条利益算定規定にもとづき、正規の簿記の原則にのっとるかぎり認められる。ここに伝統的法的立場、静態論的債務性を強調する立場からはなれた合理的、商人実践的判断がゆるされている。

ところで税法と商法の関係について、商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則 (Grunzatz der Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für die Steuerbilanz) が大きな意味を持つ。かならずしも両者は一致するわけではないが、基本的には商事貸借対照表は税務貸借対照表に対し拘束力を持つ。<sup>4)</sup>

1965年改正株式法 ((Aktiengesetz)) は第149条で年度決算書は正規の簿記の諸原則に適合しなければならない、と規定する。

第151条年次貸借対照表の項目区分のうち消極側をみると次が規定されている。

- I. 資本
- II. 公示準備金
- III. 價値修正
- IV. 引当金
- V. 少なくとも4年の据置期間を持つ債務
- VI. その他の債務
- VII. 計算区分項目
- VIII. 借対照表利益

このうち引当金については、1. 年金引当金 2. その他の引当金が区分されている。

これら項目区分はすでに引当金概念を明確にするため挙げた区分に符合する。

第152条では年次貸借対照表各項目を規定しているが引当金の内容は次に対するものである。

- 1. 不確定な債務
- 2. 浮動的取引により生ずる恐れのある損失
- 3. その営業年度において支出されなかった修理または廃物除去のための費用であって次の営業年度に持越されるもの
- 4. 法律的な義務なしに提供された担保給付

第156条では消極項目の計上を規定しその中で、引当金は理性的商人的判断により必要とされる金額においてのみ計上されなければならない、としている。

上記4種類の引当金以外についての取扱はどうか。改正株式法の政府草案理由書によれば「草案は、多くの提案に反対して、経営費を支出しなかったための引当金を許さない。何となれば、この場合には、事柄の性質

## 税法上の引当金に関する一考察

上、多くは修繕を行なわなかつたことによる価額修正であるか、さもなければ、他の種類の将来の経営支出のための純粹な準備金が問題であるからである。税法上もまた、経営費用を支出しなかつたための引当金は許されていない。」として他の引当金設定を否定し、税法に歩調を合わせている。

委員会報告書では、「(修繕費用を支出しなかつたための引当金を 1955 年の連邦財政裁判所が認める) (傍点筆者) この動機の究明の際には、引当金が積立てられることが許されるという見方が株式法の中で、完結的に列挙されるべきであるということから出発した。そうでなければ年度決算書の明瞭性および通覧性にとって危険な引当金概念の拡張を覚悟することを要するであろう。」として株式法で引当金を無制限に商人的判断に委ねることを否定している。したがって、基準性の原則により商事貸借対照表に計上されない引当金は税務貸借対照表に計上し得ないことから、当然にこれが税務貸借対照表上の引当金の範囲となるが、前述のように両者が歩調を合わせている点から大きな齟齬は生じまい。

しかし、動態論が求める適切な期間損益計算の立場からは、理性的な商人的判断から必要とされ客観的に証明可能な引当金は、より広範囲に認めるべきであろう。

以上の論述を参考に、ひるがえってわが国税法の引当金規定を考えてみよう。

- 注 1) 以下法律上の推移は主として Tomforde: a.a.O.S. 133~139 Kobs: a.a.O. S. 31~32 を参考に供している。
- 2) von der Heyden: a.a.O.S. 320~321.
- 3) Kobs: a.a.O.S. 33.
- 4) 改正株式法については慶應義塾大学商法研究会誌「西独株式法」慶應義塾大学法学研究会刊に多くを負っている。

## 5.

わが国法人税法では引当金として現在貸倒引当金、返品調整引当金、賞

与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金、製品保証引当金の6種を限  
定的に認めている。所得税法では青色申告であることを条件として賞与引  
当金を除く5種を認めている。

税法における引当金の性格をさぐるには、その設定要件をみよう。引当  
金の要件として「およそ引当金が税法上認められるには①企業が利益の有  
無にかかわらず引当金を計上するという会計慣行が確立していること、  
②繰入率につき客観的、かつ、合理的な経験値があること、③当期の収益  
に対応するその費用が翌期以降に支出されること、及び④引当額が相対的  
に大きいため企業経理に相当影響することなどの要件を満たしていなければ  
<sup>1)</sup>ならない」とされている。このうち税法上の引当金の性格を知るうえで  
理論上問題になるのは②と③である。②からは不確実性に対して引当金を  
設定すること、③は費用収益対応ということから発生主義を認めていると  
解しうるが、「翌期以降に支出されること」の文言が法律上の債務を意味  
するか否か不明瞭であるが、後述のように価値修正項目としての引当金以  
外は債務性が強い。武田教授は「現在の法人税法は、損金の額に算入される  
費用は債務の確定したものに限ることとされている……。(この規定は)  
立法技術的なものであって、逆にいえば、恣意的な引当金の設定は認めな  
<sup>2)</sup>いという趣旨であると理解される」(傍点筆者)と指摘しておられる。  
②、③の文言からはいかにも、引当金の設定が適切な期間損益計算を目指  
しているように推しあらがるが、個々具体的な引当金において、理性的  
商人的判断を大きく採用せず極めて狭く引当金を認め、あるいは確実な金  
額把握のために債務性の強いもののみを認めることになれば、実際には適  
切な期間損益計算志向を弱めることになりかねない。逆に、また、一定の  
算定方法で算出される引当金以下の金額で計上を認めることも、現実には  
引当金を利益調節手段として認めることになり、引当金の過小計上もまた  
適切な期間損益計算を阻害する。その意味で①が意味を持ってくる。

法人税法第22条4項では収益の額及び損金の額は、一般に公正妥当と認

## 税法上の引当金に関する一考察

められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨規定している。「一般に公正妥当と認められる会計処理」については種々議論の余地があるが、一般に理性的な商人的判断を広く導入し、引当金の範囲をあまり狭く限定すべきでないようと思われる。

個々の引当金の問題に立入ってみよう。

貸倒引当金は期末貸金の額に主たる事業に応じた一定割合を剩じて算出する。引当金の対象は期末貸金である。シェマーレンバッハは動態論の立場として信用売上金額をその対象とこれに見込まれる損失額を対応させる方法を、静態論の立場として期末有高に対し見込まれる損失額を把握する方法を指摘している。わが国税法の貸倒引当金の考えは静態論の立場に立つといえる。この場合にはむしろ価値修正項目としての意味が強く、本来の引当金の分類には含めがたくなる。したがって貸倒引当金設定のためには、費用、収益対応とは別の資産評価の論理を用意せねばならない。次に一定割合を剩ずるという形式基準を採用することであるが、課税技術上の問題とはいえ、これにより生ずる損失見込額に対し引当金が不足しあるは過大になる。前者は費用の過小計上、後者は積立金の設定となり適切な期間損益計算を阻害する。このことは以下の一定の対象額に一定割合を剩ずる方法をとる引当金についても言える。

貸倒引当金以外の引当金は債務性が強い。企業会計原則注解注18では「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し……。」と規定しているが、この意味では貸倒引当金以外の引当金はすべて負債性引当金に属することになる。

貸倒引当金以外の引当金のうち賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金、返品調整引金についてはその算定基礎に過去の実績基準を、製品

保証引当金については形式基準と実績基準を併用している。これらはいずれも当期に発生した費用ないし損失を蓋然的に見積り、収益に対応させようとするもので、算定方式が一律になりすぎるくらいはあるものの不確実性を経験値により蓋然的に算出するという宿命的な欠陥に由来するもので、一概に否定し得ない。

このうち特に退職給与引当金はその累積限度を、期末において全従業員が退職したものと仮定した場合の要支給額の2分の1としているが、毎期費用ないし損失の発生によって取崩されず累積する引当金については、継続企業を前提とした場合には発生するはずのない金額にまで引当金が累積し、実質上積立金の性格を多分に有することになる。これも継続企業を前提に、毎期継続的に発生する費用から経験的に当期に属する費用を算出するようすべきではあるまい。

ところで法人税法第74条では「確定した決算に基づき」申告すべき旨いわゆる確定決算主義を採用している。これは商法上の決算に税務上のそれが依存すべきことを規定したもので、西ドイツ税法の「基準性の原則」<sup>3)</sup>に類似するところから大陸系の法思想に由来すると考えられている。

さて、商法第32条2項では「商事帳簿の作成に関する規定の解釈に付ては公正なる会計慣行を斟酌すべし」と規定している。また第287条の2では「特定の支出又は損失に備うる為に引当金を貸借対照表の負債の部に計上するときは其の目的を貸借対照表に於て明かにすることを要す」としている。これらの規定の解釈およびこれらの規定と法人税法第22条4項でいう「一般に公正妥当と認められる会計処理」がいかなる意味を有し、またいかなる関係にあるか多くの議論がたたかわされている。

しかしシャウプ勧告に端を発して次第に拡大された引当金は、商法の「公正なる会計慣行」、税法の「一般に公正妥当と認められる会計処理」を広く採用することにより、一層理性的商人的判断にその設定をゆだね、西ドイツ税法が「正規の簿記の原則」にもとづくかぎり相当広範な引当金

## 税法上の引当金に関する一考察

を認めるように、その設定が合理的、客観的であるかぎり 6 種の引当金を超えてより広い引当金を認めるべきであるし、逆に利益の大小にかかわらず引当金を義務づけるべきであると思われる。

- 注 1) 昭和46年 8月「長期税制のあり方についての答申」本引用は武田昌輔教授稿「税法における引当金」税務弘報1974年 8月号15頁によつている。  
2) 武田昌輔; 前掲稿 14頁～15頁  
3) 武田隆二教授稿; 黒沢清主編, 近代会計学大系 Ⅺ 税務会計論 49頁～50頁